

平成19年10月1日から平成25年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県松本県ヶ丘高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市県2-1-1
長野県松本県ヶ丘高等学校
電話 0263(32)1142

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年9月10日 午前11時

イ 場所 長野県松本県ヶ丘高等学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年9月5日(水)午前11時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本県ヶ丘高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

正 誤

平成19年7月17日付け長野県条例第38号「長野県県税条例の一部を改正する条例」中

ページ 行(箇所)

6 右側下から14

誤 第143条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

正 第143条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

税 務 課

平成19年6月11日付け長野県規則第27号「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則」中

ページ 行(箇所)

2 8 「第1条」を「第2条」

正

「第1条各号」を「第2条各号」

森林整備課

平成19年7月23日付け長野県告示第381号「(水防警報を行う河川及び湖沼の指定)の一部改正」中

ページ 行(箇所)

3 下から28

誤

「	左岸	松本市大字島立	(鎖川合流点) まで
	右岸	松本市大字笹部	

「	左岸	松本市大字島立	(鎖川合流点) まで
	右岸	松本市笹部	

正

「	左岸	松本市大字島立	(鎖川合流点) から
	右岸	松本市大字笹部	

「	左岸	松本市大字島立	(鎖川合流点) から
	右岸	松本市笹部	

河川課

平成19年5月28日付け長野県公安委員会規則第6号「長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則」中

ページ 行(箇所)

2 右側下から29

誤

種 別									

正

種 類									

2 右側下から24

種 別									

種 類									

交通企画課